

總人総第一〇三六 號

案

昭和二十三年八月日

決

昭和年八月二十日

施

昭和年八月二十日

行

昭和年八月二十日

起

案

内閣総理

内閣官房長官

内閣官房次長

総理府官房人事課長

事務官

物價廳勤務の一級官吏の出張及旅行は爾今物價廳長官限り専行して
よいことに決定致したい

案

昭和二十三年八月二十日

内閣官房長官

物價廳長官宛

貴廳勤務の一級官吏の出張及旅行は爾今貴官限り決行出來ることに
決定した。

右命に依り通牒します。

裏面白紙

物人秘第五六七号

昭和二十二年八月十四日

物價廳長官 和田博雄

内閣總理大臣 片山 哲殿

職員の出張及旅行に關す委任事項について

本廳職員の出張及旅行については昭和二十一年八月十二日附内閣人閣第一八九三号の通達によつて現在本職の専行し得るものは二級官吏に限られて居るが最近地方物價事務局に次長へ「一級官」を配置するようになりこれ等一級官吏の出張についてもその都度内申を要し事實上遠隔の地方にあつては事務處理上不都合を來す虞れがあり此の際事務簡捷を圖る意味において今後一級官吏及二級官吏の出張及旅行は本職限

裏面白紙

り専行し得ることに改めて何分の御考慮を御願い致したく具申する。

裏面白紙

人閣第一八九三號
案起昭和廿一年八月一日決
定昭和廿一年八月十日施
行昭和廿一年八月十一日

上申済

物價廳職員の進退に関する左記事項については物價廳長官限り専行
してよいことに決定したいと思ふ

記

一、二級官吏の勤務一地方物價事務局長の補職を除く一俸給の決定及
發令但し初任給、昇給に関する内規設定の場合には豫め協議する
こと。
二、二級官吏の出張及旅行。
三、一級官吏及二級官吏の忌服並除服出仕。
四、普通試験委員の任命。
五、嘱託員一部内限一級官扱の嘱託を除く一の任命及解嘱。

○官廳事項

○地方物價事務局に次長制設置
物價廳において、地方物價事務局に次長制設置の件を次のよう
定め、七月十六日から、これを施行する。

地方物價事務局に次長制設置の件

地方物價事務局に次長を置き、一級の總理廳事務官又は總理廳技
官のうちから、内閣總理大臣が、これを命ずる。
次長は局長を補佐し、局務を掌理し、局長事故あるときは、その
職務を代理する。

裏面白紙

參

考

一級官吏の出張及び旅行を委任してゐる部内の部局名

戰災復興院

（高等官の内國及外國出張）

復員廳

（一級官吏及二級官吏の出張）

行政調査部

（一部員以下の出張及旅行）

宮内府

（一級官吏及二級官吏の出張及旅行）

經濟安定本部

（副長官以下の内地出張及旅行）